

学校施設の複合利用検討作業部会設置要綱

(設置)

第1条 将来の人口減少に伴う教室需要の縮小を見据えた学校施設の有効活用やライフサイクルコスト削減等の観点から、学校施設の複合化について検討するため、公共施設マネジメント推進部会設置要綱第5条の規定に基づく作業部会として、学校施設の複合利用検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 学校施設の複合利用に関すること。
- (2) その他、学校施設のマネジメントに係る事項に関すること。

(構成)

第3条 作業部会は、別表に定める職員をもって構成する。

- 2 作業部会に会長1名及び副会長1名を置き、会長は教育委員会教育総括室長を、副会長は資産管理部長をもって充てる。
- 3 会長は作業部会を総括する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に作業部会員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 作業部会における庶務は、管財課（施設マネジメント推進担当）及び学校管理課において処理する。

付 則

この要綱は、令和元年6月5日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

政策局	参与（施設・まちづくり担当）
総務局	防災危機管理課長 防災危機管理課担当課長（啓発・避難支援）
財務局	資産管理部長 管財課担当課長（施設マネジメント推進） 庁舎管理課長
市民局	地域コミュニティ推進課長
こども支援局	保育幼稚園指導課長 育成センター課長
土木局	営繕課長 設備課長 学校施設保全課長 公共施設保全課長
教育委員会	教育総括室長 学校管理課長 学校管理課担当課長（施設整備） 地域学校協働課担当課長（放課後事業） 学事課担当課長（企画） 学校教育課長